

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	特定認定を行う基準及び特定管理を命ずる基準を政省令において具体的に明示すべきではないか。	特定認定及び特定管理の要件は法律において定められており、今回の政省令案において規定するものではありません。
2	全般	預金保険法第102条第3項及び第126条の2第4項において「自己資本その他これに相当するものにおける取扱いを決定するものとする」とされている趣旨は、銀行の自己資本比率との関係では、バーゼル告示に即した決定をするという趣旨であり、内閣総理大臣にこれと異なった取扱いをする権限を与えるものではないとの理解でよいのか。	預金保険法第102条第3項及び第126条の2第4項の規定に基づく内閣総理大臣による「自己資本その他これに相当するものにおける取扱い」の決定においては、これらに規定する社債、株式又は金銭の消費貸借に付された特約と異なる取扱いを決定することは想定していません。
3	預金保険法施行令第29条の4第2項第3号	預金保険法施行令(案)第29条の4第2項第3号においては、国内において保有することを命ずることができる資産として、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券が規定されている。この点、例えば米国債のように海外において保管されている有価証券は国内において保有することができないため対象から除かれる趣旨と理解しているが、その旨を条文上明確に規定すべきではないか。	貴見のとおりと考えられますが、ご指摘の趣旨は、現在の条文案において既に明らかになっていると考えられます。
4	預金保険法施行令第29条の4第2項第10号	特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件(案)第2号乃至第4号は、国内資産保有命令の対象として、銀行法施行規則別紙様式の勘定に計上される資産を規定しているが、銀行以外の者については、仮にその者が銀行であったとすれば当該勘定に計上されるべき資産を指すということか。 銀行以外の者に対して銀行の会計慣行を強制することは妥当でないと考えられるため、以下のように規定すべきではないか。 「二 買入手形 三 割引手形(当該金融機関等が割引人であるものに限る。) 四 不動産及び動産」	特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件(案)第2号乃至第4号の適用対象は外国銀行支店であり、それ以外の金融機関等への適用は想定されていないため、ご指摘はあたらないものと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
5	預金保険法施行規則 第29条の2の3第2項 第35条の3第2項	預金保険法施行規則(案)第29条の2の3第2項及び第35条の3第2項の「担保が付されていない株式」は、どのような株式を想定したものか。	バーゼル3に基づく銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)等において、「その他Tier1資本調達手段」の要件として「担保権により担保されていないこと」が定められていることを踏まえ、預金保険法第102条第3項又は第126条の2第4項に基づく決定の対象となる株式が有すべき性質としても、「担保が付されていないこと」を定めています。
6	預金保険法施行規則 第35条の12	預金保険法施行規則(案)第35条の12は、預金保険法第126条の39第2項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、金融機関等子法人等でない者としていところ、外国銀行支店が他の金融機関等を金融機関等子法人等とすることはないため、外国銀行支店が納付金融機関となることはないとの理解でよい。また、外国銀行支店が他の者の金融機関等子法人等となることもないため、外国銀行支店が納付金融機関を通じて特定負担金を納付することもないとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
7	預金保険法施行規則 第35条の13	預金保険法施行規則(案)第35条の13は、預金保険法第126条の39第3項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものを定めているところ、外国銀行支店に係る同項の負債の額は、銀行法第47条第2項において適用される同法第20条第1項に規定する事業年度に係る貸借対照表上の負債の額であり、外国銀行全体のバランスシートの負債の額ではないとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。
8	預金保険法施行規則 第35条の13	特定負担金の計算にあたり、比較的安全な資産(具体的には、現金、国債、有価証券貸借取引受入金など)で運用されている金額を負債から除くべきではないか。	金融審議会の報告書において、「費用負担については、負債額等の客観的な数値をベースに計算する方式が適当であるが、具体的な費用負担の算定においては、既往のセーフティネットの枠組みや制度から受ける便益、業務の特性等を加味した上で検討することが適当である」とされています。 従って、特定負担金の計算上除かれる負債とすべきかどうかについては、上記の考え方を踏まえて検討されることとなりますが、比較的安全な資産で運用されていることのみを理由に特定負担金の額の計算上除かれる負債とすることは適当でないと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
9	預金保険法施行規則 第35条の13	外国銀行支店については、負債のうち「本支店勘定」(借入れ)の占める割合が高い。本支店勘定は、外国銀行支店と海外本支店との間の内部取引であり、独自の預金調達能力が乏しいといった外国銀行支店特有の資金調達構造によるものである。他業態についても、特有の資金調達構造に配慮した除外規定が設けられていることに鑑みれば、外国銀行支店の「本支店勘定」(借入れ)は、特定負担金の計算上除かれる負債とすべきではないか。仮に除外が認められない場合、以下の理解でよい。 ①外国銀行支店に対して特定認定が行われる場合、「本支店勘定」(資産・負債)も含めてその対象となる。 ②外国銀行支店の「本支店勘定」(負債)につき、債権者(本店)が預金保険法第126条の2第4項に規定する劣後的内容を有する特約を付していると認められる場合には、特定負担金の計算から除かれる。	外国銀行支店は銀行法上一の銀行とみなされ(銀行法第47条第2項)、その特定負担金も外国銀行全体の貸借対照表ではなく外国銀行支店の貸借対照表を基準として計算されることから、外国銀行支店の負債である本支店勘定は特定負担金の計算との関係で内部取引とみるべきものではなく、また、今般の制度整備により我が国の金融システムの安定がより一層図られることになれば外国銀行支店の本支店勘定を含めた資産負債の全体が便益を受けると考えられることを踏まえても、外国銀行支店の負債である本支店勘定を特定負担金の額の計算上除かれる負債とすることは適当でないと考えられます。 なお、外国銀行支店について特定認定がされる場合には、本支店勘定も含めてその対象とすることが検討されますが、実際に特定認定の対象とすることがは個別具体的な破綻処理手続において判断されることになります。 また、銀行法施行規則の改正により、外国銀行支店の貸借対照表に持込資本金という勘定科目が新設されることとなっており、その結果、これまで負債科目である本支店勘定に計上されていたと考えられる外国銀行支店の資本性の資金については、今後、負債科目である本支店勘定ではなく、持込資本金に計上されることとなります。
10	預金保険法施行規則 第35条の13	外国金融グループ内の証券会社(有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)については、外国銀行支店を含む内外のグループ会社からの資金調達の割合が高いが、連結されていないため、グループ会社からの資金調達に係る負債につき、特定負担金の計算上実質的に二重計上が生じる。内国法人においては連結負債合計額に基づいて特定負担金を計算することとなっていること(預金保険法第126条の39第4項)に鑑みれば、これらのグループ会社からの資金調達に係る負債は、特定負担金の計算上除かれる負債とすべきではないか。	ご指摘の外国金融グループ内の会社は、別の法人であり、我が国において連結されていない場合には、当該外国金融グループ会社に対する負債を特定負担金の額の計算上除かれる負債とすることは適当でないと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
11	預金保険法施行規則 第35条の13	約定見返勘定、有価証券等を空売りした場合等に生じる負債項目、資産除去債務、訴訟関連の引当金及び退職給付引当金等は、特定負担金の計算上除かれる負債とすべきではないか。	退職給付引当金については、現在の条文案（預金保険法施行規則（案）第35条の13第1号）において既に特定負担金の額の計算上除かれる負債とされています。 また、金融審議会の報告書において、「費用負担については、負債額等の客観的な数値をベースに計算する方式が適当であるが、具体的な費用負担の算定においては、既往のセーフティネットの枠組みや制度から受ける便益、業務の特性等を加味した上で検討することが適当である」とされています。 従って、特定負担金の計算上除かれる負債とすべきかどうかについては、上記の考え方を踏まえて検討されることになりますが、ご指摘の負債のうち、預金保険法施行規則第32条第1号においても規定されている退職給付引当金を除く負債については、特定負担金の額の計算上除かれる負債とすべき特段の理由はないと考えられます。
12	預金保険法施行規則 第35条の13	証券会社は、日本証券業協会「有価証券関連業経理の統一に関する規則」により、有価証券関連業に係る顧客からの預り金については「顧客からの預り金」として流動負債に計上し、そのうち分別管理されている額については「顧客分別金信託」として流動資産に計上することとなっている。顧客からの預り金のうち顧客分別金信託相当額は保護されているため、特定負担金の額の計算上除かれる負債とすべきではないか。	
13	預金保険法施行規則 第35条の13	証券会社は、日本証券業協会「有価証券関連業経理の統一に関する規則」により、有価証券関連業に係る顧客からの預り金については「顧客からの預り金」として流動負債に計上し、そのうち分別管理されている額については「顧客分別金信託」として流動資産に計上することとなっている。 証券会社においては、金融商品取引法上、顧客資産は分別管理が義務付けられており、信託財産としての適切な区分管理を通じ、基本的には全額保護されているが、仮に、証券会社の経営破綻の際に、顧客からの預り金の全額が返還できない場合であっても、投資者保護基金によって一般顧客からの「顧客からの預り金」は1,000万円まで保護されるため、投資者保護基金の保護対象となる「顧客からの預り金」については、特定負担金の額の計算上除かれる負債とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、顧客分別金信託に対応する負債のうち、投資者保護基金の保護対象となる「顧客からの預り金」については、特定負担金の額の計算上除かれる負債となるよう、預金保険法施行規則（案）第35条の13を修正します。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
14	預金保険法施行規則 第35条の18	預金保険法第137条の3第1項の決定の対象となった取引は、その後特定合併等が行われる場合、システム上重要な取引として全て特定救済金融機関等又は特定承継金融機関等に承継されるとの理解でよい。	預金保険法第137条の3に基づく決定の対象となる取引については同条第1項及び預金保険法施行規則(案)第35条の18に、特定合併等の対象となる業務又は債務については同法第126条の29第3項にそれぞれ規定されており、同法第137条の3に基づく決定の対象とするか否か及び特定合併等の対象とするか否かは別個に判断していくことになりますが、同条に基づく決定の対象とされた取引については、原則として特定合併等の対象として特定救済金融機関等に承継されることになると考えられます。
15	預金保険法施行規則 第35条の18	預金保険法施行規則(案)第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引」(「取引①」)又は「これに準ずる取引」(「取引②」)には、取引所、外国為替市場、銀行間取引市場及び店頭市場における有価証券やコモディティの他、デリバティブ商品等の金融商品に係る取引が含まれるという理解でよい。相対取引であっても、関係者の間で需給に関する情報が共有され、公正な価格形成方法が定められていれば、「市場」に該当するという理解でよい。また、これら取引所又はその他の市場(「取引所等」)によらない取引であっても、これら取引所等において取引される商品に係るもの及び当該商品を原資産とするものも、取引①に含まれるとの理解でよい。特に、店頭デリバティブ取引は、その原資産について取引所等の相場がある場合には取引①に該当し、そうでない場合においても取引②に該当し、いずれにせよ、預金保険法施行規則(案)第35条の18に規定する取引に含まれるとの理解でよい。他方、金銭の貸借取引や預金取引は含まれないとの理解でよい。さらに、金融取引にあたらぬ取引で、取引金額・価格等については相場というべき価格が存在する相対取引(例えば、オフィス機器のリース取引や建物の賃貸借取引、人員の派遣・出向等に関する取引)は含まれないとの理解でよい。	預金保険法第137条の3に基づく決定の対象となり得る取引は、同条第1項及び預金保険法施行規則(案)第35条の18において規定されており、「金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引」であり、「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で金融機関又は金融機関等を当事者の一方とする契約に係る取引」であれば、同法第137条の3に基づく決定の対象となり得るところです。ご指摘の各取引については、個別具体的に判断されることになりますが、いずれも預金保険法第137条の3に基づく決定の対象となる可能性はあると考えられます。
16	預金保険法施行規則 第35条の19	清算機関において清算が行われる金融商品取引所等における取引(現物取引、先物・オプション取引及び取引所FX取引)は、預金保険法施行規則(案)第35条の19で定めるものに該当し、一定の契約について特定解除等の発動停止を規定する預金保険法第137条の3の対象となり得るとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
17	預金保険法施行規則 第35条の19	預金保険法第137条の3に基づく決定は、当事者間において定めた評価額の算定方法や算定基準等の契約条項の内容自体に影響を及ぼすものではないとの理解でよい。	預金保険法第137条の3に基づく決定は、原則として当事者間で定めた評価額の算定方法や算定基準時の条項の内容自体に影響を及ぼすものではないと考えられます。
18	預金保険法施行規則 第35条の19	特定解除を定めた契約の条項が措置実施期間中効力を有さないものとして取り扱われることを理由として、当該契約に係る「法的に有効な相対ネットティング契約」(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定めるもの)の認定が損なわれることはない旨を、同基準において明記する等すべきではないか。	預金保険法第137条の3に基づく決定の対象となるか否かは、契約が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)における法的に有効な相対ネットティング契約となるか否かの判断に影響を及ぼすものではないと考えられます。
19	預金保険法施行規則 第35条の19	特定認定等を期限の利益喪失事由として規定する条項と、期限の利益喪失事由が生じた場合には当然に又は債権者の請求によって期限の利益が喪失されるという条項が別個に規定されている契約につき、実際に特定認定がなされた場合、期限の利益喪失事由の発生を定めた条項と期限の利益の喪失を定めた条項が別個のものであったとしても、期限の利益の喪失だけではなく、期限の利益喪失事由の発生も否定され得るとの理解でよい。期限の利益喪失事由に該当することにより、期限の利益喪失以外の効果(例えば、相手方の履行拒絶権)も否定され得るとの理解でよい。	契約の規定の内容によっては、期限の利益の喪失だけでなく、期限の利益喪失事由の発生によって生じる他の効果についても、預金保険法第137条の3に基づく決定の対象となる可能性はあると考えられます。

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
20	預金保険法施行規則第35条の19	内閣総理大臣が預金保険法第137条の3に基づく決定に係る措置実施期間を定めるにあたっては、金融安定理事会の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における「temporary stay」の期間の限定の記載・趣旨が十分に斟酌され、尊重されとの理解でよい。また、その結果、措置実施期間が2営業日を大幅に超える蓋然性は極めて低いとの理解でよい。	預金保険法第137条の3に基づく決定に係る措置実施期間中は、当該決定の対象となる契約については、同条第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等を定めた条項は効力を有しないこととなりますが、その具体的な期間については、金融安定理事会の「主要な特性」の趣旨も踏まえつつ、(事業譲渡等及びこれに伴う資金援助を含む)実効的な破綻処理を可能とする観点から、実際に金融機関の秩序ある処理を行う場合において適切に判断していく必要があると考えられます。なお、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等には、認定又は特定認定に関連する倒産手続上の措置も含まれると考えられます。
21	預金保険法施行規則第35条の19	預金保険法第137条の3に基づく決定に係る措置実施期間については、制限を設けるべきではないか。	(参考)「主要な特性」付属文書Ⅳ 2. 1 (ii) 早期解約条項の発動停止の期間は厳しく制限される(例えば、2営業日を超えない期間)。
22	預金保険法施行規則第35条の19	預金保険法第137条の3に基づく決定に係る措置実施期間の具体的な期間については、今回の政省令案において特段の規定がない。金融安定理事会においては、その適切な期間についてパブリックコメントを募集し、現在検討中と理解しているが、日本においても金融安定理事会における検討と整合的な期間とすべきではないか。	
23	預金保険法施行規則第35条の19	特定解除等について規定する預金保険法施行規則(案)第35条の19においては、「当該当事者の双方の意思にかかわらず」との語が用いられており、これはマスター契約における自動終了条項を念頭に置いたものと思われるが、自動終了条項を含まない契約を相手方に対する通知等によって解除する場合には特定解除等に該当しないこととなり、均衡を欠くのではないか。	ご指摘の文言は、同条に規定する特定解除等を必ずしも契約の自動終了等の場合に限定する趣旨ではなく、通知等による終了の場合も排除するものではありません。
24	特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件第1号	特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件(案)第1号の差入担保金は、差入担保金返還請求権を意味するという理解でよい。また、国内に住所又は居所を有する者に対する同様の債権及び差入担保金については、預金保険法施行令(案)第29条の4第2項第4号に含まれるとの理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。